

居宅サービス事業所等の新規指定について（概要）

申請・新規指定までの流れ

1. 事前協議（指定日のおおむね2か月前まで）

（例）8月1日指定の場合、5月末まで

事業を始めようとする際には、申請予定の事業の基準等をあらかじめ確認のうえ、佐賀中部広域連合窓口で事前協議を行ってください。

※ 事前協議の際には、事前相談票（別紙）をご記入の上、持参してください。

※ 本広域連合との事前協議のほか、関係法令を所管する担当部署との協議を別途行ってください。

2. 申請書類の事前確認等（指定日の前々月）

（例）8月1日指定の場合、6月上旬～下旬

事前協議後に、申請書類の提出に向けた相談や書類等の確認を行います。

3. 申請書類の受付期限（指定日の前々月の末日）

（例）8月1日指定の場合、6月末日受付締切

毎月末日（指定日の前々月の末日）を受付期限とします（末日が閉庁日の場合は、翌開庁日）。

※ 指定申請審査手数料として、15,000 円の納付が必要です。

4. 申請書類の審査（指定日の前月）

（例）8月1日指定の場合、7月上旬から下旬まで

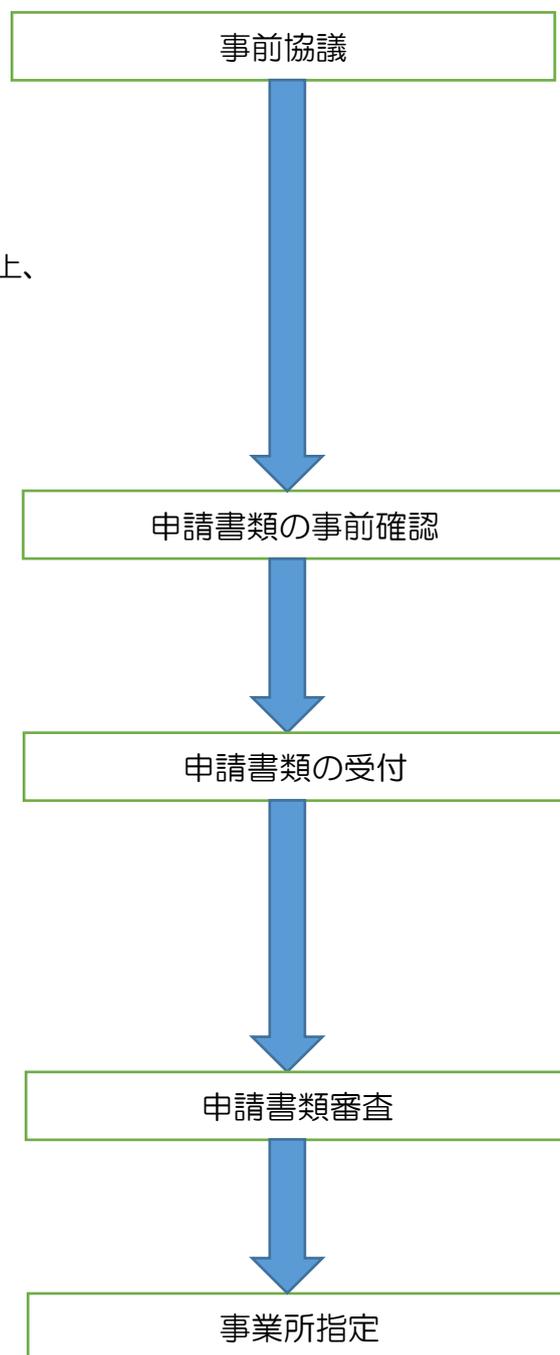
申請書類の記載内容の確認、添付書類の点検、現地調査等を行います。

5. 事業所指定

（例）8月1日指定

申請が適正と認められた場合は、事業所指定の指令書を発行します。

※ 指定日は、原則毎月1日です。



【事業所の指定に関する問い合わせ先】
〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号
佐賀商工ビル5階
佐賀中部広域連合 給付課 指導係
Tel: 0952 (40) 1131、Fax: 0952 (40) 1165
E-mai: rengo@chubu.saga.saga.jp